

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

平成30年度まで

サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)

サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後(令和元年度～)

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件

※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11h)

サービス管理責任者等研修(統一)研
修講義・演習を受講(17.5h)

OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(16.5h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6h程度)
※5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
合計		11.5 h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習（現行）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
合計		19 h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		17.5h

新設



実践研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1 h
演習	サービス提供に関する講義及び演習	7h
	人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		16.5h

※更新研修については実践研修標準カリキュラム案を基に厚生労働科学研究にて開発中（6時間程度を想定）

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理
責任者等研修
(旧体系)
受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

サービス管理責任者等の役割

「管理者」と「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の関係イメージ

サービス提供事業所等

管理者の責務

「従業者及び業務の一元的な管理や
規定を遵守させるため必要な指揮命令」

人事管理
指揮命令

人事管理
指揮命令

人事管理
指揮命令

事務職員

その他の職員

サービス提供部門

サービス管理責任者等の責務

「サービス提供プロセスに関して
他のサービス提供職員に対する
技術的な助言や指導等」

サービス内容
の管理に関する
指示・指導

サービス内容
の管理に関する
指示・指導

サービス提供職員等 A

サービス提供職員等 B

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

管 理 者

- ①指定要件：専従
- ②対象者像：施設長（管理職）を想定
- ③要件：
 - ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者（最低基準）
- ④根拠：社会福祉法66条
- ⑤責務：「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- ①指定要件：専従で常勤
 - ※児童発達支援センターについては「専任かつ常勤」、保育所等訪問支援については「常勤」の規定なし。
- ②対象者像：サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件：
 - ・実務経験（3～10年）
 - ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了
 - ・相談支援従事者研修（講義部分）受講
- ④根拠：総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11
- ⑤責務：「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ②

管理者の業務内容例

1. 利用者・市町村への契約支給量報告等
2. 利用者負担額の受領及び管理
3. 介護給付費の額に係る通知等
4. 提供するサービスの質の評価と改善
5. 利用者・家族に対する相談及び援助
6. 利用者の日常生活上の適切な支援
7. 利用者家族との連携
8. 緊急時の対応、非常災害対策等
9. 従業者及び業務の一元的管理
10. 従業者に対する指揮命令
11. 運営規程の制定
12. 従業者の勤務体制の確保等
13. 利用定員の遵守
14. 衛生管理等
15. 利用者の身体拘束等の禁止
16. 地域との連携等
17. 記録の整備

サービス管理責任者等の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務
 - ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
 - ②個別支援計画の原案作成
 - ③個別支援計画作成に係る会議の運営
 - ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
 - ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
 - ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録
2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供
4. サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言

Ⅲ 相談支援専門員と サービス管理責任者等の関係について

相談支援専門員とサービス管理責任者の比較について

	相談支援専門員 (H18～)	サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者(H18～)
配置	○相談支援事業所に配置 専従の相談支援専門員を配置：一月当たりの計画相談支援対象障害者等の数が35人に対して1人以上の配置、計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とする	○通所系・居住系サービス事業所に配置 ①介護系：療養介護・生活介護 … 利用者60人：1人 ②身体系：自立訓練（機能訓練） … 利用者60人：1人 ③知的・精神系：自立訓練（生活訓練） … 利用者60人：1人 共同生活援助 … 利用者30人：1人 ④就労系：就労移行支援・就労継続支援 … 利用者60人：1人 ⑤児童系：児童デイサービス … 1人以上
資格要件	○ 以下のいずれも満たす者を配置 ① 実務経験（サービス管理責任者と基本的に同じ） （相談支援・介護等の業務に従事した経験（3～10年）） ② 研修修了 ・ 相談支援従事者初任者研修（講義・演習）（31.5時間） ※ 5年ごとの相談支援従事者現任研修（更新研修）あり	○ 以下のいずれも満たす者を配置 ① 実務経験（相談支援専門員と基本的に同じ） （相談支援・介護等の業務に従事した経験（3～10年）） ② 研修修了 ・ 相談支援従事者初任者研修（講義）（11.5時間） ・ サービス管理責任者研修（講義・演習）（19時間） ※ 19時間のうち、13時間は分野別講義・演習
業務内容	【サービス利用支援】 ■障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成 ■支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともにサービス等利用計画を作成 【継続サービス利用支援】 ■障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ■サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	■個別支援計画（サービスごとのプラン）の作成などのサービス提供プロセス全般に関する責任 ■個別支援計画は、利用者・家族の生活に対する意向、支援方針、生活全般の課題、サービス目標・達成時期等を定めた計画 ■他のサービス提供職員に対する指導的役割
モニタリング	対象者の状況に応じて、市町村が個別に定める。 （国で示している標準期間） ①新規等（利用開始から3ヶ月間、毎月） ②在宅の障害福祉サービス利用者等（3ヶ月、6ヶ月ごとに1回） ③障害者支援施設入所者等（6ヶ月ごとに1回）	原則6ヶ月ごとに1回以上 自立訓練と就労については3ヶ月ごとに1回以上
報酬等	■サービス利用支援費等 者：1,458単位／月 児：1,620／月 ■継続サービス利用支援費等 者：1,207単位／月 児：1,318／月	人員欠如減算 所定単位数から30%減算 個別支援計画未作成減算 所定単位数から5%減算
従事者数	19,083人（平成29年4月・障害福祉課調べ）	27,778人（平成27年・社会福祉施設等調査）
事業所数	9,364か所（平成29年4月・障害福祉課調べ）	33,496か所（平成27年・社会福祉施設等調査）
研修修了者	初任者研修修了者 110,384人（平成29年4月・障害福祉課調べ） 現任研修修了者 29,835人（平成29年4月・障害福祉課調べ）	サービス管理責任者：148,347人（平成29年4月・障害福祉課調べ） 児童発達支援管理責任者：32,624（平成29年4月・障害福祉課調べ）

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的（長期・短期）
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

相談支援事業所によるサービス等利用計画

- ・就職できるように頑張りたい ・他者と関わりがもてるようになりたい
- ・一人暮らしを目指して家事等の生活力を高めたい etc

望む暮らしの実現に向けての目標設定

サービス事業所による個別支援計画

- ・サービス等利用計画書に基づいて、目標に対する障壁や課題の把握
- ・課題を解決する為の具体的な支援内容 etc

目標を達成するための具体的な手立て

サービスの提供・支援の提供

- ・個別支援計画書に基づいた、適切な支援
- ・個別の課題を克服する為の具体的な支援 etc

具体的な手立ての実行

連動した支援 = チームアプローチ



個別支援計画書(書式例)

利用者氏名: _____

作成年月日 _____

【総合的な援助の方針】

【到達目標】

【短期目標】

【長期目標】

具体的な到達目標及び支援計画等

具体的到達目標	本人の役割	支援内容 (内容・留意点等)	担当者	優先 順位

上記の計画書に基づきサービスの説明を受け、内容に同意しました。

同意年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 利用者氏名 _____ 印

サービス管理責任者氏名 _____ 印

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係

